# 国庫金振替書その他国庫金の払出しに関する書類の様式を定める省令 （昭和四十三年大蔵省令第五十一号）

法令の規定により、支出官、出納官吏その他国庫金の払出しに関する事務を行う職員が発行する次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定める書式による。

###### 一

国庫金振替書

###### 二

国庫金送金請求書

###### 三

国庫金振込請求書

###### 四

国庫金送金通知書

###### 五

削除

###### 六

道府県民税及び市町村民税月割額又は退職手当等所得割（納入申告及び）納入通知書

# 附　則

この省令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

# 附　則（昭和四五年一月一九日大蔵省令第一号）

この省令中第二条の規定は、昭和四十五年四月一日から、第一条の規定は、同年七月一日から施行する。

##### ２

この省令中第一条の規定の施行の際現に存するこの規定による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

# 附　則（昭和四七年七月二八日大蔵省令第六六号）

この省令は、昭和四十七年十月一日から施行する。

##### ２

この省令施行の際現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取りつくろい使用することができる。

# 附　則（昭和四九年一二月六日大蔵省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和六二年三月二七日大蔵省令第一二号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成元年三月三一日大蔵省令第三四号）

この省令は、平成元年四月一日から施行する。

##### ２

この省令施行の際現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取りつくろい使用することができる。

# 附　則（平成七年三月二四日大蔵省令第五号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

##### ２

この省令施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による帳簿及び用紙は、当分の間、これを取りつくろい使用することができる。

# 附　則（平成九年八月二二日大蔵省令第六五号）

この省令は、平成九年十月一日から施行する。

###### 一

略

###### 二

第十三条の規定

##### ２

この省令の施行前に送付された国庫金振込通知書に係る規定の適用については、なお従前の例による。

##### ３

この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

##### ４

第十三条の規定の施行の際、現に存する同条の規定による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

# 附　則（平成一五年三月三一日財務省令第四八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

#### 第十条（旧書式の使用）

この省令施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

# 附　則（平成一六年三月四日財務省令第一〇号）

この省令は、平成十六年三月二十二日から施行する。

##### ２

この省令の施行前に交付された国庫金振替書に係る規定の適用については、なお従前の例による。

##### ３

この省令施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

# 附　則（平成一八年三月三一日財務省令第三〇号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一九年九月二八日財務省令第五七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

#### 第六条（旧書式の使用）

##### ２

前項に規定する書式のほか、この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

# 附　則（令和元年五月七日財務省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

# 附　則（令和元年六月二一日財務省令第五号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

# 附　則（令和二年一二月四日財務省令第七三号）

この省令は、令和三年一月一日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

# 附　則（令和三年四月一日財務省令第三九号）

この省令は、公布の日から施行する。

##### ２

この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。